

不利益な扱いは受けない。

三 市民は、市政の情報に関する権利を有する。

四 市民は、法令又は条例の定めるところにより納税の義務を負うとともに、適正な行政サービスを受ける権利を有する。

五 市民は、適正な行政サービスを受ける権利を有する。

（市民の責務）
第六条 市民は、自治の主体であることを自覚し、互いに尊重し、協力して、自治の推進に当たる責務がある。

二 市民は、市政へ参加するに当たっては、自らの発言と行動に責任を持たなければならぬ。

三 市民は、地域社会を構成するものとしての社会的責任を自覚し、安全で潤いのあるまちづくりの推進に努めなければならない。

四 市民は、納稅の義務を負い、行政サービスその他市政の運営に要する費用について応分の負担をする。

（地域コミュニティ）
第七条 市民は、地域コミュニティを守り育てるよう努めるものとする。

ニティの自主性及び自立性を尊重し、笠岡しさを念頭に置いた政策形成等を行うものとする。

三 執行機関は、地域コミュニティの活動を支援することができるものとする。

四 市議会は、地域コミュニティの自主性及び自立性を尊重するものとする。

（市長の責務）
第五章 市政の運営

成、執行、評価等の過程において、市民からの提案、意見、要望等に対し、速やかに、かつ誠実にこたえるよう努めなければならない。
二 執行機関は、市政の運営に取り組まなければならぬ。
（行政評価）
第十七条 執行機関は、市政をより効率的かつ効果的に運営するため、市民参加のもと行政評価を実施し、その結果を市政の運営に反映させなければならない。

（説明責任）
第十八条 執行機関は、重要な条例の制定及び計画の策定等に当たり、情報の提供に努め、市民にわかりやすく説明しなければならない。
二 執行機関は、市民の意見、要望、提案等に対しても、速やかに応答しなければならない。

（危機管理）
第十九条 市は、緊急時に備え、市民の身体、生命及び財産の安全性の確保及び向上に努めるとともに、総合的かつ機動的な危機管理の体制を強

成、執行、評価等の過程において、市民からの提案、意見、要望等に対し、速やかに、かつ誠実にこたえるよう努めなければならない。

二 執行機関は、市政の運営に取り組まなければならぬ。
（行政評価）
第十五章 市政の運営

二 執行機関は、行政評価の結果を市民にわかりやすく公表しなければならない。

（説明責任）
第十六条 執行機関は、市政の運営における公正の確保及び透明性の向上を図り、市民の権利利益を保護するため、適切な処分、行政指導及び届出に関する手続きを行われなければならない。